

指定障害児通所支援等事業者等 代表者 様
(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公印省略)

業務管理体制の整備に係る報告書等の提出について (通知)

このことについて、貴法人に係る業務管理体制の整備について報告等を求めますので、次のとおり、関係書類の提出をお願いします。

- 1 報告等の根拠規定
児童福祉法第21条の5の27及び同法第24条の19の2
- 2 対象事業者
指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者
- 3 提出書類
別添「業務管理体制の整備に係る報告書」(以下「報告書」という。)
(必要に応じて、法令遵守規程等の添付書類)

障害福祉情報サービスかながわ > 書式ライブラリ > 1. 神奈川県からのお知らせ > 7-2.
業務管理体制の整備に関するお知らせ
https://rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=139&topid=1

- 4 提出方法
障害福祉情報サービスかながわにおいて提供する報告書に入力後、神奈川県の電子申請システムを利用し、入力した報告書(Excelファイルのまま法人名を付して)をアップロードしてください。
- 5 提出期限
令和8年7月10日(金)
- 6 提出部数
1部

問合せ先
監査グループ 岩下、大森、福永
電 話 045-210-4736 (直通)
ファクシミリ 045-201-2051